

## キャリア決済サービス利用規約

- 第1章 総則(第1条～第4条)
- 第2章 本サービスの提供開始(第5条～第7条)
- 第3章 本サービスの提供条件(第8条～第16条)
- 第4章 料金・支払(第17条～第20条)
- 第5章 一般条項(第21条～第38条)

### 第1章 総則

#### 第1条(目的)

本規約は、株式会社ゼウス(以下、「ゼウス」といいます)が、購入者との商取引における代金を、通信事業者のキャリア決済を利用して回収できるサービス(以下、「本サービス」といいます)を提供するにあたり、ゼウスと本サービスを利用する法人その他の団体(以下、「加盟店」といいます)との間の権利義務を定めるものです。

#### 第2条(定義)

本規約における次の用語の意味は、以下の各号のとおりとします。

- (1) 加盟店サイト  
加盟店が構築・運営し、購入者に対して電子商取引の申込みを誘引するインターネット上のサイトで本サービスを導入しているサイト。
- (2) 商品  
加盟店サイトで販売される物品、サービス等で、本サービスを支払方法として選択できるもの。
- (3) 購入者  
加盟店サイトで本サービスを利用して商品を購入した者。
- (4) 通信事業者  
ゼウスが本サービスを提供するために提携している通信事業者。
- (5) キャリア決済  
購入者が電子商取引における代金を加盟店に支払うことなく、通信事業者に対する携帯電話の利用料等と合算して支払うことのできる通信事業者が提供するサービス。
- (6) サービス開始日  
加盟店が本サービスを問題なく利用できることを確認し、ゼウスが当該加盟店に対して本サービスにおけるシステムの本稼働設定を行った日。
- (7) 起算日  
サービス開始日の属する月の翌月1日。
- (8) 開設契約金  
加盟店が本サービスの利用を開始するためのシステム設定その他の事務処理に必要な費用として、加盟店に課金される料金。
- (9) システム利用料  
起算日以降、加盟店が本サービスを利用する期間に対して固定の金額で加盟店に発生する料金。
- (10) 売上処理料  
本サービスにおけるデータ処理費用として、本サービスを利用して商品の販売がなされ、売上が確定したデータの件数および確定した売上を取消したデータの件数について1件単位で発生する費用。
- (11) 取引手数料  
本サービスにおける取引費用として、商品の代金として購入者から本サービスを利用して支払われる金額を基礎として、ゼウスが別途定める方法により算出される料金。
- (12) 事業者手数料  
通信事業者と加盟店が直接契約する場合において、加盟店が通信事業者に対して支払う手数料。

#### 第3条(契約の種類)

本サービスにおいて、加盟店が選択できる契約の種類は、以下の各号のとおりとします。ただし、加盟店が選択できる契約の種類は、通信事業者ごとにゼウスがこれを定めるものとします。

- (1) 包括加盟型  
ゼウスが通信事業者との間で、キャリア決済の利用に必要な業務について、加盟店に代わり包括的に行なえる契約を締結し、加盟店は個別に通信事業者と加盟店契約を締結せず、ゼウスに対して第4条第1号に定める業務を委託する契約
- (2) 業務代行型(入金委託なし)

- 加盟店が直接通信事業者と加盟店契約を締結し、ゼウスに対して第4条第2号に定める業務を委託する契約
- (3) 業務代行型(入金委託あり)  
加盟店が直接通信事業者と加盟店契約を締結するが、ゼウスに対して第4条第3号に定める業務を委託する契約

#### 第4条(本サービスの内容)

本サービスの内容は前条各号における契約の種類に応じて、本規約および第5条第1号の申込書に従って、ゼウスが加盟店から委託を受けて、それぞれ以下の各号の業務を処理することをその内容とします。

- (1) 包括加盟型
- ① 本サービスを処理するために必要な通信事業者との手続きを処理する業務
  - ② 加盟店または購入者よりゼウス所定の方法で購入者の商品購入に対する支払情報を受付処理し、受付処理した結果を加盟店、購入者および通信事業者へ送信する業務
  - ③ 購入者が本サービスを利用して取引した代金を通信事業者から受領し、加盟店に対して支払う業務
  - ④ 情報保全措置に関する業務
  - ⑤ 上記各号の業務に付随する一切の業務
- (2) 業務代行型(入金委託なし)
- ① 加盟店と通信事業者が加盟店契約を締結するために必要な業務
  - ② 前号に定める業務のうち、③の業務を除いた業務
- (3) 業務代行型(入金委託あり)
- ① 第1号に定める業務
  - ② 前項①に定める業務
  - ③ 加盟店から事業者手数料を受領し、加盟店に代わって、事業者手数料を通信事業者に支払う業務

## 第2章 本サービスの提供開始

### 第5条(申込み)

1. 新たに加盟店となろうと希望する者(以下、「加盟希望者」といいます)は、本規約の内容に承諾の上で、以下の各号の書面をゼウスに提出して、加盟を申込みものとします。
  - (1) ゼウスの指定する申込書
  - (2) 前号のほか、通信事業者またはゼウスが要求する書類
2. 加盟店は、加盟店が契約の種類として、業務代行型(入金委託なし)または業務代行型(入金委託あり)を選択する場合、前項の申込書の提出と同時にまたは提出後、遅滞なく、自己が加盟店契約を締結した通信事業者から発行されたゼウス所定の情報をゼウスに対して通知しなければなりません。

### 第6条(審査)

1. 前条の申込みに対してゼウスが加盟希望者を加盟店として適当と認めた場合は、ゼウスは、通信事業者に対し審査を提出し、各通信事業者ごとに審査を受け、通信事業者より本サービスの利用をそれぞれ適当と認められなければなりません。ただし、加盟希望者が契約の種類として業務代行型(入金委託なし)または業務代行型(入金委託あり)を選択する場合を除きます。
2. ゼウスは、通信事業者から審査の結果についての通知を受領したときは、加盟希望者に対して遅滞なくその結果を通知します。ただし、通信事業者より利用を認められなかった理由については通知する義務は負いません。

### 第7条(システム設定)

1. ゼウスは、開設契約金の支払いが確認でき、かつ第5条第2項に定める場合は同条同項に定める情報をゼウスに対して通知した加盟店に対して本サービス利用に必要なシステムの設定を行うものとし、加盟店もそれに応じて必要なシステムの設定を行うものとします。
2. 加盟店は、前項の設定にあたり、その作業を委託契約、請負契約等により自己に代わって第三者に行わせようとする場合は、自らの責任と費用をもってするものとし、当社は一切これに関与するものではなく、何ら責任を負いません。
3. 前項のシステム設定の後、加盟店が正しく本サービスを利用できるかを確認し、ゼウスに対して問題なく本サービスを利用できる旨の通知を行った場合、ゼウスは、ゼウスのシステム設定を原因とした不具合に責任を負いません。

## 第3章 本サービスの提供条件

### 第8条(商品)

加盟店は、本サービスにおいて、以下の商品を取扱うことはできないものとします。

- (1) 銃刀法・麻薬取締法・ワシントン条約・薬事法等の法令の定め違反する商品
- (2) 公序良俗に反する商品
- (3) 第三者の著作権・肖像権・知的所有権等を侵害し、または侵害する恐れがある商品
- (4) 商品券・プリペイドカード・印紙・切手・回数券・有価証券等。ただし、ゼウスおよび通信事業者が個別に認めた場合はこの限りではありません。
- (5) その他、ゼウスおよび通信事業者が不適当と判断する商品

#### 第9条(禁止行為)

加盟店は、本サービスの提供を受けるにあたり以下の各号の行為を行ってはなりません。

- (1) 本サービスに関連してゼウスまたは通信事業者が提供したコンピュータソフトウェアのプログラム等を改造または変更する行為
- (2) ゼウスまたは通信事業者その他第三者の著作権等の知的財産権を侵害する行為
- (3) ゼウスまたは通信事業者を誹謗中傷または名誉もしくは信用を傷つけるような行為
- (4) 本サービスを本規約に基づく契約に定める代金決済以外の目的に使用する行為、ならびに本サービスの運営に支障を与える行為
- (5) 第三者の財産またはプライバシー等を侵害する行為
- (6) 詐欺等の犯罪に結びつく行為
- (7) 第三者に対し無断で広告、宣伝、勧誘等の電子メールを送信する行為、または嫌悪感を抱く内容の電子メールを送信する行為
- (8) 公序良俗に反する文書、画像等を送信または表示する行為
- (9) 無限連鎖講(ねずみ講)を開設し、またはこれに勧誘する行為
- (10) 法令に違反し、または公序良俗に反する行為
- (11) その他ゼウスまたは通信事業者が不適当と認める行為

#### 第10条(差別的取扱いの禁止)

加盟店は、本サービスを利用する購入者に対し、現金払いや他の決済手段の利用を要求すること、現金払いやその他の決済手段により代金の支払いをする者と異なる金額を設定することもしくは本サービスの利用した対価を請求することなど、購入者に不利となる差別的取り扱いをしてはならないものとします。

#### 第11条(直接請求の禁止)

加盟店は、ゼウスまたは通信事業者が認める場合を除き、購入者に対し、本サービスの利用により発生した商品の代金を直接請求し、または受領してはなりません。

#### 第12条(調査協力義務)

1. ゼウスは、通信事業者の加盟店規約をはじめとする規則および本規約で定める事項について、加盟店に対し調査の協力を求めることができ、加盟店はその求めに速やかに応じるものとします。
2. 加盟店は、前項の調査に応じることができるよう、本サービスを利用して販売した商品に関する売上金等に関する資料を自らの費用と責任において保管するものとします。

#### 第13条(商品の所有権)

本サービスを利用して販売した商品の所有権は、各通信事業者の加盟店規約をはじめとする規則に定めるところに従います。

#### 第14条(苦情もしくは照会等の対応)

1. 加盟店は、加盟店サイトまたは商品に関連して購入者または第三者から苦情もしくは照会等を受けた場合、自己の責任と費用により処理・解決するものとします。
2. 前項に関連して加盟店と購入者または第三者との間で発生する紛争の一切は、加盟店が責任をもって解決するものとし、ゼウスおよび通信事業者には一切の負担をかけないものとします。ゼウスまたは通信事業者が、当該紛争に対応せざるを得ない場合、当該紛争を解決するために要した費用および損害賠償を加盟店に対し請求できるものとします。
3. 前2項に関連してゼウスまたは通信事業者が対応する場合、ゼウスまたは通信事業者は加盟店に対し必要な事項についての報告または記録の提出を求めることができ、加盟店はこの求めに協力しなければなりません。

#### 第15条(売上の取消)

1. 加盟店は、本サービスを利用して購入者から支払われた代金に関し、以下の各号の事由が認められる場合には、ゼウスまたは通信事業者によりその売上が取消されることがあることに、あらかじめ承認します。
  - (1) 売上に関するデータの内容に誤りがあることが判明した場合
  - (2) 購入者より自己の利用によるものではない旨の申出がゼウスまたは各通信事業者になされた場合

- (3) 加盟店の購入者に対する販売の対象となった商品に品違い、数量違い、品質上の不具合等の瑕疵があったこと、引渡または提供が未了であること等により、通信事業者が購入者から代金の返還を要求されまたは代金の返還を行った場合
  - (4) 購入者との紛議が解決されない場合
  - (5) その他、本規約に違反し、または通信事業者が不適当と認める場合
2. 加盟店は、前項により売上が取り消された場合、当該売上に関わる代金について以下の処理が行われることに、あらかじめ承認します。
    - (1) 売上の取消が、第 18 条に定める締切日以前になされた場合、当該売上に関わる代金相当額は、ゼウスから加盟店に対して支払われません。
    - (2) 売上の取消が、第 18 条に定める締切日後になされた場合、加盟店はゼウスに対して当該売上に関わる代金相当額を直ちに返還するものとします。なお、ゼウスは加盟店に対する次回以降の振込時に当該代金に対応する金額を控除することで、加盟店からの返還があったものとすることができます。
  3. 前項の規定は、契約型が業務代行型(入金委託なし)の場合はこれを適用しないものとします。

#### 第 16 条(その他の提供条件)

本章に定めるほか、本サービスは通信事業者がその直接の加盟店との間で締結する加盟店規約の内容に準じて提供するものとします。

### 第 4 章 料金・支払

#### 第 17 条(各種料金)

1. 加盟店は本サービスの対価として、ゼウス所定の開設契約金、システム利用料、売上処理料を支払うほか、次の契約においては、以下に掲げるとおりゼウス所定の各種料金を支払うものとします
  - (1) 包括加盟型
    - ①取引手数料
  - (2) 業務代行型(入金委託あり)
    - ①取引手数料
    - ②事業者手数料
2. 前項の各種料金の発生時期は以下の各号のとおりとします。
  - (1) 開設契約金 : 本サービスを利用できることが確定した旨の通知を、ゼウスが加盟店に行った日
  - (2) システム利用料 : 起算日以降
  - (3) 売上処理料 : サービス開始日以降
  - (4) 取引手数料 : サービス開始日以降
  - (5) 事業者手数料 : サービス開始日以降
3. 加盟店は、本規約に基づく契約の最初の更新を行う前に第 27 条第 3 項に基づき中途解約を行う場合は、最初の更新までに支払うべきシステム利用料を支払うこととします。
4. 本規約に基づく契約が中途解約、解除等により終了した場合であっても、ゼウスは既に受領した開設契約金およびシステム利用料については、加盟店に返還しません。
5. 本条に規定する各種料金に関する振込手数料および公租公課は加盟店が負担します。

#### 第 18 条(代金の支払い)

1. 包括加盟型および業務代行型(入金委託あり)において、購入者が本サービスを利用して加盟店と取引した代金の集計は、ゼウスがあらかじめ定める締切日および基準によるものとします(購入者が加盟店と実際に取引した日等と代金の集計がなされる日が異なることがあります)。
2. 包括加盟型および業務代行型(入金委託あり)において、ゼウスは、購入者が本サービスを利用して取引した代金に相当する金額を加盟店に代わって通信事業者より受領し、前条第 1 項に規定する開設契約金を除く各種料金を差し引いた上で、加盟店に対して支払うものとします。
3. ゼウスは前項の金額を、別途定める振込日に加盟店の指定する銀行口座に振り込みます。なお、振込手数料はゼウスが負担し、振込日が金融機関休業日にあたった場合はその翌営業日を振込日とします。

#### 第 19 条(弁済の充当)

1. 加盟店がゼウスに対し本規約に基づく契約における金銭債務について不履行が生じている場合、ゼウスは、本規約に基づく契約においてゼウスが加盟店に支払う金額から不履行が生じている債務の弁済に充当することができます。
2. 加盟店が本サービス以外のサービス(以下、「他サービス」といいます)についてゼウスと契約を締結している場合において、加盟店はゼウスが以下の各号に定める弁済の充当をすることについて了承するものとします。
  - (1) 他サービスにおける加盟店のゼウスに対する金銭債務について債務不履行が生じているときは、ゼウスは、本規約に基づく契約においてゼウスが加盟店に支払う金額から不履行が生じている債務の弁済に充当すること

- (2) 本規約に基づく契約における金銭債務について債務不履行が生じている場合、他サービスにおいてゼウスから加盟店に支払われる金額から不履行が生じている債務の弁済に充当すること

## 第 20 条(遅延損害金)

加盟店またはゼウスが、本規約に基づく契約における相手方に対する金銭債務の全部または一部の支払を遅延したときは、相手方に対し、法律に定められた利率による遅延損害金を請求することができるものとします。

## 第 5 章 一般条項

### 第 21 条(安全管理措置)

1. 加盟店およびゼウスは、情報漏洩その他の事故が発生しないよう、必要な安全管理措置をとるものとします。
2. 加盟店およびゼウスは、相互の保有するコンピューターまたは通信事業者のコンピューターに対して不正なアクセスを行う等、その業務を阻害してはなりません。

### 第 22 条(機密保持義務、個人情報の取扱)

1. 加盟店およびゼウスは、以下の各号のいずれかに該当する情報を除き、本サービスに関し知り得た相手方、および通信事業者の営業上、技術上の一切の情報を、第三者に開示し、または本規約に定める事項以外の目的に使用してはならないものとします。ただし、法令により開示を求められた場合、または裁判所・警察等の公的機関、もしくは弁護士会から法律に基づく正式な照会を受けた場合にはこの限りではありません。
  - (1) 情報を取得した時点で、既に公知であった情報
  - (2) 情報を取得した時点で、既に正当に保有していた情報
  - (3) 情報を取得した後、情報を取得した当事者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
  - (4) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく取得した情報
  - (5) 本規約に基づく契約において知り得た機密情報を利用せず独自に開発した事項に関する情報
2. 加盟店およびゼウスは、個人情報の保護に関する法律および関連するガイドラインに従い、個人情報保護のための適切な措置をとらなければならないものとします。

### 第 23 条(契約の解除)

1. 加盟店およびゼウスは、相手方が本規約に違反し、相当期間を定めて催告したが改善がなされなかったときのほか、以下の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知催告なく直ちに、本規約に基づく契約の全部もしくは一部を解除できるものとします。
  - (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、もしくは特別清算手続、その他これらに類する倒産手続開始の申立てがなされた場合
  - (2) 振出した手形または小切手が不渡りとなった場合
  - (3) 差押、仮差押、滞納処分、強制競売その他の強制執行を受けた場合または担保権の実行を受けた場合
  - (4) 支払能力が極度に低下したと判断できる相当の理由が生じた場合
  - (5) 相手方への業務妨害に相当する重大な背信行為があったとき
  - (6) 法令に違反し、公的機関から処分を受けた場合
  - (7) 次条第 1 項もしくは第 2 項の表明、保証に違反したと判断できる相当の理由が生じた場合、または同条第 3 項の協力・報告義務を怠った場合
2. ゼウスは、加盟店に次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、直ちに本規約に基づく契約を解除し、または、当該事由の発生に伴い生じた問題を解消するためにゼウスが適当と判断する措置を講じることができます。この場合において、ゼウスは、当該措置を講じるために要した費用を加盟店に請求することができます。
  - (1) 本サービスを利用して換金を目的とする商品の販売を行った場合、または加盟店からの商品の購入において、購入者の換金目的による本サービスの利用割合が多いとゼウスが判断したとき
  - (2) 加盟店が取扱う商品に関して提供する情報、販売方法、宣伝広告、サービス提供内容等の変更があったことにつきゼウスに連絡がない、またはこの変更が本規約に基づく契約に違反するとき
  - (3) 法令の改定や官公庁の通達、通信事業者の規則変更等により、加盟店が本サービスを利用して商品を信用販売することができなくなったとき
  - (4) 商品に関する購入者からの苦情、損害賠償請求等が著しく多いとゼウスが判断したとき
  - (5) ゼウスまたは通信事業者が加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると判断したとき
  - (6) 通信事業者より加盟店を不適当と認める旨の通知がゼウスに到達したとき
  - (7) 事前に届けられた加盟店の住所、電話番号またはメールアドレスを用いてもゼウスが加盟店に連絡を取れないとき
3. 本条に基づく解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

## 第 24 条(反社会的勢力の排除)

1. 加盟店およびゼウスは、相手方に対し、現在および将来において、次の各号のいずれにも該当せず、かつ次の各号のいずれに該当する者とも取引関係(相手方との信頼関係を破壊する程度の取引関係に限る)を有しないことを表明し保証するものとします。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係企業
  - (5) 企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
  - (6) 社会運動もしくは政治活動を偽装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
  - (7) 前各号に掲げる者のほか、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人
  - (8) 前各号に該当しなくなった日から 5 年を経過しない者
  - (9) 法人の場合、株主・役員その他実質的に法人の全部または一部を支配する者が前各号に該当する法人
  - (10) その他前各号に準ずる者
2. 加盟店およびゼウスは、相手方に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを保証するものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてゼウスの信用を毀損し、またはゼウスの業務を妨害する行為
  - (5) 犯罪行為の対価の支払手段とする目的、または犯罪行為により得た資金を正当な取引で得た資金であるかのように見せかける目的(マネーロンダリング)で本サービスを利用する行為
  - (6) その他前各号に準ずる行為
3. 加盟店およびゼウスは、相手方が前 2 項に違反すると合理的な疑いがある場合には、速やかに違反の有無につき、相手方の調査を行うことができるものとし、相手方はこの調査に協力し、相手方から求められた事項について、客観的・合理的な範囲内でこれに応じ報告する義務を負います。この場合、加盟店またはゼウスは、相手方が前 2 項に違反しないと合理的に判断できるまでの相当期間、本規約に定められた義務の履行を留保できるものとします。
4. 加盟店およびゼウスは、相手方が前 3 項に違反したことにより損害を受けた場合、相手方に対してその損害の賠償を請求することができるものとします。

## 第 25 条(支払留保)

1. ゼウスは、前条および前々条に定める事由が生じた場合、加盟店が負担すべき金銭債務の弁済に充てるため、加盟店に支払うべき金額の全部または一部を原則として 6 ヶ月間留保することができます。
2. 前項で定めた支払留保期間中、加盟店がゼウスに対して負担すべき金銭債務が発生した場合、ゼウスは前項で支払いを留保した金額をこれに充当することができます。
3. 前項で発生した金銭の総額が第 1 項でゼウスが留保した金額を超過する場合、ゼウスは当該不足金額につき別途請求するものとし、加盟店は支払期日までに不足金額をゼウスに支払います。
4. ゼウスは第 1 項で支払いを留保した金額につき、第 1 項に定める期間満了後、第 2 項で支払いに充当した額を控除した上でゼウスが定める方法に従って加盟店に返還します。なお、ゼウスが本条で留保した金額について利息等は発生しません。

## 第 26 条(損害賠償)

1. 加盟店およびゼウスは、相手方が本規約の定め違反したときは、相手方に対してその違反状態の解消を求めることができるほか、相手方の故意、過失に基づく損害を被った場合は、損害の賠償を相手方に対して請求することができます。ただし、損害賠償義務の範囲は、本規約に基づき加盟店からゼウスに対して各種料金の最終の支払があった日から遡って過去 3 ヶ月間の各種料金の合計額を上限とします。
2. 加盟店の行為により通信事業者に損害が生じ、ゼウスが通信事業者に対し、加盟店に代わって当該損害の賠償をした場合、ゼウスは加盟店に対して求償できるものとします。
3. ゼウスは、以下の各号に定める場合は、本サービスの提供を一時停止させることができるものとします。この場合において、ゼウスは加盟店に発生した損害を賠償する責任を負わないものとし、加盟店は第 17 条に定める各種料金の支払いを免れることはないものとします。なお、第 5 号に基づく本サービスのシステムの停止は、加盟店に対してあらかじめ停止の時期を文書または電子メールで通知した上で行うよう努めますが、緊急等やむを得ない場合は、この限りではありません。
  - (1) 第 23 条および第 24 条のいずれかに該当する場合
  - (2) 本サービスを利用して購入者から支払われた代金について、通信事業者からゼウスに対する支払いを拒絶されまたは返還の請求がなされた場合

- (3)加盟店の購入者に対する販売の対象となった商品に品違い、数量違い、品質上の不具合等の瑕疵があったこと、引渡または提供が未了であること等により、通信事業者が購入者から代金の返還を要求されまたは代金の返還を行った場合
- (4)加盟店に対する本サービスの提供が、通信事業者より不適当と判断され、その旨ゼウスに通知のあった場合
- (5)ゼウスが、本サービスのためのシステムの保守、点検または整備を定期的にまたは緊急に行う場合
- (6)通信事業者の設備保守、工事、回線障害等やむを得ない事由が発生した場合
- (7)火災、停電、天災その他不可抗力による事由が発生した場合

## 第 27 条(契約期間)

1. 本規約に基づく契約は、加盟店が申込みを行い、これをゼウスが承諾したとき(以下、「締結日」といいます)に成立します。
2. 本規約に基づく契約は、前項に定める締結日に発効し、起算日から1年間有効とします。ただし、加盟店またはゼウスが期間満了の2ヶ月前までに書面をもって更新の拒絶を行わないときは、さらに同内容で1年を更新し、以後はこの例によるものとします。
3. 加盟店およびゼウスは、その希望する解約月の2ヶ月前までに相手方に書面で通知を行うことで何時でも解約を行うことができます。なお、解約の効果は解約月の末日に発生し、システム利用料に関しての日割り計算による精算は行いません。
4. 本規約に基づく契約の有効期間中といえども、ゼウスと通信事業者が本サービスの提供に関して締結する業務委託契約または業務代行型(入金委託なし)および業務代行型(入金委託あり)における通信事業者と加盟店との間で締結する加盟店契約の全部または一部が終了した場合は、本規約に基づく契約もその範囲で当然に終了するものとします。

## 第 28 条(契約終了後の有効規定)

1. 本規約に基づく契約が終了した場合でも、契約の終了日までになされた受付処理については有効に存続し、本規約の規定は本サービスを利用して決済された代金の加盟店への支払等の事務処理に必要な限りにおいて有効に存続します。なお、この場合において、加盟店はゼウスに対して第 17 条に定める各種料金を支払うものとします。
2. 前項のほか、第 22 条、第 26 条、第 36 条、第 37 条も本規約に基づく契約終了後においても効力を有します。

## 第 29 条(商号等の使用)

加盟店は、以下の各号に定める商号、商標、ロゴ等を、本規約に基づく契約の有効期間中、以下の各号に定める者が事前に定める方法および範囲に従って使用することができます。

- (1) ゼウス
- (2) 通信事業者

## 第 30 条(知的財産権)

前条の場合を除いて、加盟店は、前項各号に定める者から特許権、実用新案権、意匠権、著作権等の知的財産権に関するいかなる許諾、承諾も与えられるものではありません。

## 第 31 条(再委託)

1. ゼウスは、本規約に定める業務を第三者に再委託することができるものとします。
2. ゼウスは、前項により再委託を行う場合、再委託先の行為について、自己の行為と同様の本契約上の責任を負うものとします。

## 第 32 条(地位の譲渡)

1. 加盟店は本規約に定める権利義務および契約上の地位を第三者に譲渡または担保に供する場合には、事前にゼウスの定める手続に従います。
2. 加盟店が前項に従って本規約に定める権利義務および契約上の地位を第三者に譲渡する場合において、本規約に従ってゼウスから加盟店に支払われる金額について、ゼウスが通知する明細の宛先の名称または氏名を当該第三者に変更することはできません。

## 第 33 条(届出事項の変更)

1. 加盟店は、ゼウスに届出ている氏名または商号・代表者・住所または所在地・電話番号・金融機関口座、その他加盟店申込時に記載した諸事項に変更が生じた場合には、直ちにゼウス所定の期日および方法により届け出るものとします。
2. 前項の届出を怠ったことによる不利益は加盟店が負うものとします。

## 第 34 条(規約変更の手順)

1. ゼウスは、本規約を変更する必要が生じた場合、本規約変更予定日の1ヶ月前までに加盟店に対して変更内容の通知または新規約を提示します。ただし、法令等の制定、変更、廃止などやむを得ない事情がある場合には、ゼウスは予告期間を短縮できるものとします。
2. 加盟店が本規約変更予定日の5営業日前までに次項に定める措置をとらなかった場合、加盟店は新規約を承認したものと

し、以後、新規約が適用されます。

3. 第 27 条の規定にかかわらず、加盟店が本規約の変更予定日の 5 営業日前までに異議を申し出、解約の意思表示をした場合には、ゼウスはその 5 営業日後までに解約の手続を行うものとします。

#### **第 35 条(通知)**

1. 本規約に関するゼウスの加盟店に対する通知は、加盟店がゼウスに対し届出た連絡先に対して書面による送付、ファックスによる送信、電子メールによる送信等ゼウスが適当と判断する方法によって行います。
2. ゼウスが前項の通知をインターネットを通じて行った場合、その通知は、ゼウスが通知内容を含むデータをアップロードしたときに到達したものとみなします。

#### **第 36 条(準拠法)**

本規約の解釈および適用は日本法によるものとします。

#### **第 37 条(合意管轄裁判所)**

本規約に基づく契約に関する一切の紛争については、日本国に専属的な国際的裁判管轄を認め、東京地方裁判所を第 1 審の専属的管轄裁判所とすることに合意するものとします。

#### **第 38 条(協議事項)**

本規約に定めのない事項については、信義に従い誠意をもって協議することにより解決するよう努めるものとします。

#### **付則**

##### **第 1 条**

本改正規約は、2016 年 6 月 13 日より施行されます。